

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改定を求める意見書

再審は、無実の者が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受けることは冤罪であり、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪があつてはならないことは、誰しもが認めるところです。

しかし、再審開始が認められて無罪となる過程で障壁となるのは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿するおそれがあることです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠（以下「新証拠」といいます。）の提出が求められますが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあります。新証拠の多くが当初から開示されていたならば、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずですが。通常審では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示にはルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられ、公平な裁判を受ける権利（日本国憲法第37条）や適正手続（日本国憲法第31条）が踏みにじられています。

再審開始に向けたもう1つの障壁は、再審開始決定に対する検察の即時抗告及び特別抗告による不服申立てが許され、再審請求審が長期化していることです。早急な再審開始に向け、法的な制限を加える必要があります。

再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無実の者を救済するための喫緊の課題です。現行の刑事訴訟法の再審の規定は、日本国憲法第39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑事訴訟法のままです。

証拠開示については、平成28年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化の検討を行うことが求められています。無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

記

- 1 再審における検察手持ち証拠の開示制度の法制化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立て（上訴）の禁止

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月8日

内閣総理大臣 様
法務大臣 様

高根沢町議会議長 鈴木 伊佐雄